

スウェーデンにおける職業指導員の訓練について

(紹介者) 戸田 勝也

(翻訳監修) 内田 悅弘

スウェーデンにおいては、1962年新しい9年の義務制総合学校が議会で法律化された。その制度は下級(1~3学年)、中級(4~6年)上級(7~9学年)の3段階より成り、前の2段階はすべての生徒に対し同一の教育を与えるが、第7学年から上は生徒に各自の性能に応じたコースを選ばせる。これらのコースは義務制総合学校の上に設けられた三種の上級中等学校(3年)の、それぞれに対応している。その三種とは普通科、技術科、商業科であるが、いずれの種類の上級中等学校も、その卒業生は大学に進学することができる。義務制総合学校の上には、もうひとつの型の中等専門学校があり、ここでは、社会、技術、商業の専門教育が行なわれるが、このコースは完結コースである。なお、このほか、義務制総合学校の卒業者はいれる学校として、青年を対象とした国民高等学校と各種の職業教育訓練を行なう課程とがある。

このような時期における職業担当教員の訓練の様相を紹介してみたい。

スウェーデンにおける職業訓練は公立および私立の業学校、全日制課程でおこなわれるのが普通である。

その職業訓練は一般教養、工業技術、商業、前職業的科目など広範な選択科目をそなえた9年間の義務教育修了後に、16歳ないし17歳で始めてられる。

職業学校で働く教師(Vocational teachers)は二つに分けられる、1つは、工場実務や職業理論(trade theory)のための教師もう一方は一般教育および専門教科の学科担当教師である。

職業指導員(vocational instructors)はかれらの職業経験によって選ばれ、職業教員養成所6ヶ所のうちの1ヶ所で33週間の教授法的訓練があたえられる。学科担当教師はより上級水準の技術、ならびに大学レベルから充當され、特別にもうけられた15週間コースの教授法上の訓練があたえられる。

また、技術の最新化ならびに専門化の訓練にそなえて多くの短期訓練コースが別途にもうけられている。

1. その背景

職業訓練は法律で規制されていない。この中央集権的立法制がないことが、職業訓練の発展上、種々の訓練形態を生ずる原因とはなったが、職業訓練の多くは国家または地方政府からある種の交付金を受けている。

そのような交付金を受ける必要条件として、訓練要項が法的に職業教育局(kungl. Övestyrelsen för yrkesutbildning)によって承認されねばならないである。この規制によって、訓練の基準化のある方途が確立されているのである。

一般義務教育は通常、9年間の初等学校で行なわれる。その9年間のカリキュラムには商業および工業技術教育の準備としての2つの理論系統と2つの前職業的系統とを含む広範な科目が準備されている。そして、青少年は16歳ないし17歳になると職業訓練を受けるようになる。

技能訓練を受けるには主につぎの4つの方法がある。

(1) 全日制公立職業学校(Yrkesskola)

地方職業訓練学校(Iokal yrkesskola)と
中央職業訓学校(Central yrkesskola)

はそれぞれ地方政府、および州当局によって運営されている。

(2) 全日制私立職業学校(Företagsskola)

大企業または中企業が独自で維持している学校と同じように運営されている。

(3) 附設いわゆる“built in”職業学校

(inbyggd yrkesskola)

单一企業または地域社会の企業グループが地方職業学校の訓練生に実務指導をすることが認められており、関連した指導を集中的に実施する。ある場合に基礎的技能訓練も実施する。その場合における訓練生の教育上の監督権は学校にあるのであって、企業の雇用者とは考えられていないのである。

(4) 手工業における見習契約制度

(lärlingsut bildning hos hantverks mästare)

産業関係の技能者の多くはこのような公立および私立の職業学校で訓練されるのである。

関連学科の指導は義務的ではない。しかしながら、技能的職種で on-the-job training を受けている者には、職業学校で昼間、理論的指導があたえられると同時に作業現場で実務的指導があたえられる。

2. 職業担当教員訓練の経緯

職業教員訓練担当の部局は1949年に職業教育局に設置された。まず最初に、1950年に Stockholm において編成された教師訓練コースは理論的な教授を除いた工場実務指導の職業訓練のためのコースと、商業担当教師のコースとであった。

それらの課程は1956年に Göteborg, 1957年には Linhöping において実施されるようになった。さらに、1959年春には、Umeå, Lund にも編成された。

1961年の法令によって、職業担当教員訓練は Göteborg, Linköping, Stockholm, Umeå, Malmö, Sundsvall において実施されることに決定した。そして、それらの各都市には職業教員訓練施設が開所された。

職業教員に対する、より高度な技術者を充当する必要から国立教育局は1958年に特別の教員訓練コースを開設するにいたった。このコースは2年後には職業教育局に受け継がれた。また、1963年には工学担当教師 (teknologie magister) になる大学卒の技術者の訓練が開始された。

3. 現行制度はどのようにして措置されたか

1955年、政府は職業訓練およびその教員訓練に関する諸活動の中央的管理として国家委員会を任命した。その委員会は1959年に行なわれた委員会報告で職業教員および指導員の訓練に関する指導方針を決定した。

その報告書の提案の結果は“職業訓練における教員訓練に関する規則”として、1960年の政府発行の命令として条文化された。

特別基準で本来は組織されたのであるが、1963年に

なって職業教員訓練は前述の6ヶ所の職業教員訓練施設の開所によってより一層恒久的な形式をそなえた。

4. 職業教員の身分と職務

スウェーデンの職業学校規定では3つのタイプの職業教員がある。

1) 技芸的教師 (slöjdslärare)

一般義務教育課程、および職業学校における手芸、工芸の技師、

2) 職業指導員および職業教師 (yrkeslärare)

工場実務ならびにそれに関連した職業理論の教師、

3) 学科担当教師 (ämnes lärare)

一般教養および専門技術数学科担当教師（語学、数学、科学、工学）。

学科教師の特別グループには高水準の技術工学、科学を教授する工学担当教師 (teknologie magister) もいる。

各教師の類別、その資格、学歴経験等に関する詳細な付表1に示すごとくである。手芸工芸にたずさわる教師については職業訓練体系で行なわれないのでこの報告では取扱わないこととする

通常、学校は学科教師の基準で運営されている。そして、各教師は専門化しており、各学級で自分の専門の一定の授業を担当している。俸給水準からみると、職業指導員の地位は初等学校教師との間にあり、学科教師の地位は中等教師と同等程度である。

5. 量的要件

1950年時の調べによると、工業、手芸、および商業に関連した職種で5ヶ月以上の訓練期間をもつ職業課程に在籍していた全日制の生徒数は12,892名であった。ところが、1962年までにはその数が61,341名に増加している。同期における定時制課程および職業学校の短期課程に在籍している生徒数は、75,262名から102,048名に増加している。なお、後者の数値は1961年に比較して約12,000名減少している。

6. 管理・行政

職業教員訓練は国立職業教育局の管理下にあり、同局はあらゆる種類の教員訓練に関する組織、監督、監校、財政管理等を担当している。

訓練は常置6ヶ所の職業教員訓練所で実施される。それぞれのコースは目的に応じた職業学校、技術関係の研究所、教育研究所などで開設される。これらは職

業教育局のスタッフの指導のもとに運営されている。

一般学校教育体系に属している教員訓練所は教育局とよく協力している。

例えば、一般学校教員を職業教員訓練コースの“教え方”の科目に充当するなどである。

7. ねらいどころとその方法

職業教員および指導員は職業的資格と学歴とによって補充される。職業教育局の設置している教員訓練の基本は必要とされる技術的能力はすでに持っているとみなした上で、まず、理論的な教え方（指導技術）、教育の精神および教育の態度の教育原理(didactic)の訓練をすることにある。

また、当局はすでに職業教員となっている者に対して職務、および学科に関する知識を時代に即応するよう、産業界から新しい経験を習得することを推進する訓練を行なければならない。

教員訓練所における全日制課程では、つぎのような広範な教授方式が一般に用いられている、講義、集団授業、個別指導、セミナー、教育実習などである。

個人コース、教師の監督を受けるグループコース、いずれのコースも通信教育の利用が高まっている。

8. 訓練対象

教員訓練コースに入る資格として、志願者は最低年令22歳であり、品行がよく、心身とも健全で、しかも教師としての職務にさしつかえるような身体的欠陥がないことが条件とされる。

職業教員としての訓練に充当される学歴および他の資格は海員訓練コースを含めて、一般工学ならび手工業コースにおける恒久的教育訓練上の諸要請に関する通達(1962年9月11付け)をもって定められている。

しかし、教員訓練施設が不充分なことと、教員の要請が急速に高まっていることがいままで、学校当局は前述の基準に達していない教員でも補充せざるをえない現状である。

9. 各訓練コース

(1) 職業指導員

(a) 新規採用の職業指導員および教職経験3ヶ年以下の者に対する基礎訓練

全日制課程はGöteborg, Linköping, Malmö, Stockholm, にある中央教員訓練所で毎年実施されている。訓練期間は33週で、その訓練は3段階に分かれてい

る。

15週間—考え方ならびに教育原理に関する訓練

15週間—職業学校において助手としての実習

3週間—初期段階に取扱われた学科の復習

そのコースは専門職種別に一定の人に対してあたえられる。編成される頻度の多いコースとしては自動車工学、大工、金属工芸、建築塗装、溶接、無線通信、電気装置、加熱衛生装置などである。その他、時折り編成される職種には製本、洋縫、婦人帽子製造、室内装飾などである。

(b) 勤務前の職業訓練

特別基準で設置されている全日制訓練として、その職種に関連した実務および技術、工学ともに資格を習得する必要のある、これからなろうとする職業指導員のためのコースがある。この課程の訓練期内は15週である。

(c) “考え方”の学科に関する追訓練

最低3年間の教育実務経験を有しており、考え方の訓練を充分に受けていない職業指導員のための全日制5週課程である。

1962年にこの課程の原型が開設された。職についている教師は週3回の夜間学校で理論的指導を受ける。考え方の実務指導は各教師の学級でおこなわれる。当初、Stockholm, Göteborgで試みられ、この経験はかなりの負担がかかるにもかかわらず、関係者にとつてかなりの成功をおさめている。

● 極く一般的性格をもった、どの教師にも受講できる短期課程

これらは地域単位で組織される、そして、年に7~10回、各時間づつの土曜日の午後、計8回開かれる。

● 教え方の短期コース

専門的ではなく、臨時のものである。教員訓練コースにははいらない。

課程の期間：3週間が最大限度（通常7~10日間）

各種課程は教材の使い方、口述式指導技法、青年の発達、向上に資するいろいろの問題のような専門的経験の訓練、ならびに専門的職種、例えば、青年の発展向上に対する問題としては、青年と倫理との関係、道徳などの特別科目である。

(d) 技術的学科の追訓練

追訓練(förtbildningskurs)と産業界の需要に即応した訓練コース(kompletterings kurs)が技術科目に対して編成されている。

それらの課程は通常、夏期休暇に全日制基準で開かれる。この課程に含まれている工芸、手芸関係の職

種；無線通信，材料業，安全作業法（建築業の職業振導員），機械測定技法，家政，編物，工業製図などである。

最大訓練期間は15週。平均では3週間である。

◎ 通信訓練課程は

応用数学などで編成されている。

◎ 職業教育局は自分達の製品を使いながら、指導員を訓練するために治具製造および建築技術の各会社に編成されている特別の専門技術追訓練コースをスウェーデン手工業共同組合(Svenska slöjdföreningen)と共同で運営している。そしてまた、任意団体によって編成しているコースとも共同で運営している。

（2）学科教師

学科教師にはつぎの3コースがある。

（a）上級技手（läreverksingenjör）

Stockholm, Göteborg, Malmö に全日制課程の工業専門学校が置かれている。

訓練内容は数学、物理の補充訓練（第1部）と実務教育的教授法（第2部）とに分かれている。それぞれのコースの定員は12名である。訓練期間は1ヶ年である。

（b）大学卒の技術者（Civilingenjör）

これらのコースは教え方および実務指導に関する特別訓練がある。訓練期間は15週間である。

（c）技術専門学校以外の各大学の卒業生および高度の商業経験を持っている者。

このコースは特別基準で編成されている。志願者はその学科の免許証もしくはそれと同等の経験を示す証書を提出しなければならない。訓練は15週である。

（3）中高年再訓練課程での職業教師

中高年再訓練課程の教師としてすでに職務についている教師、およびこれから職務につこうとするための特別課程である。

25～30コースが毎年、Kungälj, Norrköping, Örebroに開設される。

その要目は教育心理学に関する講義およびセミナー、一般的教え方、指導技術、学科別教授法、および再訓練コースの管理ならびに実施等である。訓練期間は3週間である。

技術的学科、方法に関する高度の訓練課程はおおむね中高年再訓練コースにすでに働いている教師のために編成されている。

（4）近代の要請に即するための実務経験

1949年以来、公私企業において一定期間の実習をおこなうためにその期間内だけ学校を離れるが、給与は

支給されるという規則が実施されてきた。

それは、教師の実際的な経験とこれからの時代に即応した科目、職業についての知識を得ようとする見地からである。しかし、今までのところ、この規則はあまり利用されていない。

10. 証 明 書

比較的長期の基本的訓練を修了するにあたって、訓練を受けた教師は教える能力、教職員としての勤勉さ適性などに応じて証明書が授与される。そして、心理学および教育学で得た実績が記録される。

中高年再訓練センターで職業教師として、課程を修了した者には特別の証明書が与えられる。また、短期課程に参加した者には出席証明が与えられる。

11. 受講者に対する財政的援助

長期課程に参与した学生教師は月額、Sw.Kr 1,200(82,800円)の政府からの訓練手当が払われるか、すでに事業所に勤めている者であればかれらの給与の全額か、どちらか多額の方が受けられる。

短期職業教師訓練課程に参与している学生教師で雇用主から十分な給与と手当が支給されていない場合は日当 Sw, Kr 16 (1,080円) の差額が与えられる。また、在住地が不便で受講地とはなれている時は、旅費が払い戻される。

12. 担 当 者

職業担当教師訓練課程は規則として、目的を同じくすると思われる職業学校、技術研究所、教育施設で実施される。

スタッフは学校の常任の教職員、職業教育局の職員学校や研究所で教職をしている専門家、産業界から補充された専門家、教員訓練所の教職員などで編成されている。

職業指導員コース、教員訓練コースのその他の上級の講師になる者には、教授をはじめる前に新任するすぐ、その職務についての専門的な訓練がおこなわれる。

13. 教 科 書

教員訓練課程でつかわれている基本的な教科書は心理学、および教育学に関するものである。

学生教師は学科に関する研究技術のわく組の中でノートをとる技術を教えられ、講議やセミナーでは自分

自身のノートを活用する。

教員訓練所で教える教師はかれらのコースの要約を用意している。その要約はその後で、受講者の教科書として使用される。

14. 評 價

各課程の終りに教師訓練生は訓練についての形式、内容に関する討議をする機会があたえられる。当局は教師訓練生によって達成された成果の全般にわたる見解を得るために学校と継続的な交渉を続けている。

15. 将 来 の 計 画

1963年秋、政府当局は職業訓練委員会を設置した。その規定の中で、職業担当教員の訓練に関連したいろいろの疑問を研究すべきだとしている。

ILO 資料 Training of Vocational Teachers
なお、その原典は、
OECD Seminor, Frankfurt-am-Main,
5-7 February 1962, and on data
supplied by the Royal Board of
Vocational Education